

協定項目番号	12	特別職の身分等の取扱い
<p>市長、助役、収入役及びその他の常勤特別職の報酬や退職手当、任期等は、釧路市の制度に統合する。</p> <p>また、非常勤特別職の報酬及び費用弁償についても同様とする。</p>		